

# 伊丹市景観計画

(附属書)

平成24年4月2日

(改訂版)

伊 丹 市

～ 目 次 ～

第1章	景観計画の区域	1
1.	景観計画の区域	1
2.	重点的に景観形成を図る区域	1
第2章	良好な景観の形成に関する方針	3
1.	景観形成の基本目標	3
2.	景観形成の基本方針	5
3.	市域全域における景観形成の方針と基準	9
4.	重点的に景観形成を図る区域における景観形成の方針の基準	12
第3章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	26
1.	市域全域（重点的に景観形成を図る区域を除く）における行為の制限	26
2.	重点的に景観形成を図る区域における制限	28
第4章	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	34
1.	屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項	34
2.	屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	34
第5章	景観重要公共施設の整備に関する事項	35
1.	景観重要公共施設の整備に関する方針	35
2.	道路法第32条第1項（道路占用）の許可の基準	35
第6章	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	36
1.	景観重要建造物の指定の方針	36
2.	景観重要樹木の指定の方針	36
第7章	景観まちづくりの推進	37
1.	市民・事業者による自主的な景観まちづくり推進への取り組み	37
2.	都市計画制度等との連携	37
3.	景観まちづくりの継続的な普及・啓発	37

# 第1章 景観計画の区域

## 1. 景観計画の区域

本計画では、市域全域を景観計画区域と定める。

## 2. 重点的に景観形成を図る区域

景観計画区域のうち、従来取り組んできた市都市景観条例における都市景観形成道路地区に、新たに伊丹郷町地区等2地区を加えた6地区を「重点的に景観形成を図る区域」とし、以下のように定める（図1参照）。

類型	名称	地区の概要	区域
地区 景観型	伊丹郷町地区	戦国期の城下町としての町割りの上に、近世初期より江戸積み酒造業を中心とする産業、流通、経済活動の拠点として発展した区域で、酒蔵や町家など郷町の核としての趣を今に残している地区	旧大坂道都市景観形成道路地区、北少路村都市景観形成道路地区、伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区を含む（約56ha）
沿道 景観型	旧大坂道都市景観形成道路地区	伊丹郷町の区域内にあって、厨子2階などの伝統的なまちなみがよく残り郷町のまちなみを最もよく伝えていた通りであることから、平成2年3月1日に市都市景観条例に基づき景観形成道路として指定を行った地区	都市景観形成道路に指定されている地区（約3ha）
	北少路村都市景観形成道路地区	伊丹郷町の区域内にあって、猪名野神社の参詣道として商店街が形成され、虫籠窓などが随所に見られる歴史的なまちなみが残されていたことから、平成2年10月1日に市都市景観条例に基づき景観形成道路として指定を行った地区	都市景観形成道路に指定されている地区（約1ha）
	旧西国街道都市景観形成道路地区	京都から西国へ向かう街道で、江戸時代には昆陽に宿駅が置かれた。沿道の集落のまちなみや寺社、道標、碑など歴史的な道筋景観を特徴付けるものが残されていることから、平成4年3月2日に市都市景観条例に基づき景観形成道路として指定を行い、平成20年4月1日には、従来指定のあった区域から更に東の大鹿地区への延伸指定を行った地区	都市景観形成道路に指定されている地区 （約11.9ha）
	多田街道都市景観形成道路地区	伊丹郷町から北へ伸びる多田街道は、多田神社への参詣道として、また、生活道路として人々の往来が多かった街道筋で、沿道集落は趣のある伝統的農家建築物などによるまちなみが形成されていたことから、平成9年12月1日及び平成15年9月12日に市都市景観条例に基づき景観形成道路として指定を行った地区	都市景観形成道路に指定されている地区（約4ha）

沿道 景観型	伊丹酒蔵 通り都市 景観形成 道路地区	JR 伊丹駅から西に伸びる酒蔵通りは、伊丹郷町を東西に結ぶ歩行者空間であるとともに景観の軸であり、有岡城址、本泉寺、大溝の再現や長寿蔵など、伊丹を特徴づける個性あるまちなみ資源が立地し、市民のみならず多くの来街者を受け入れる重要な地域であることから、平成 20 年 4 月 1 日に市都市景観条例に基づき景観形成道路として指定を行った地区	都市景観形成道路に指定されている地区(約 3.8ha)
-----------	------------------------------	---	-----------------------------

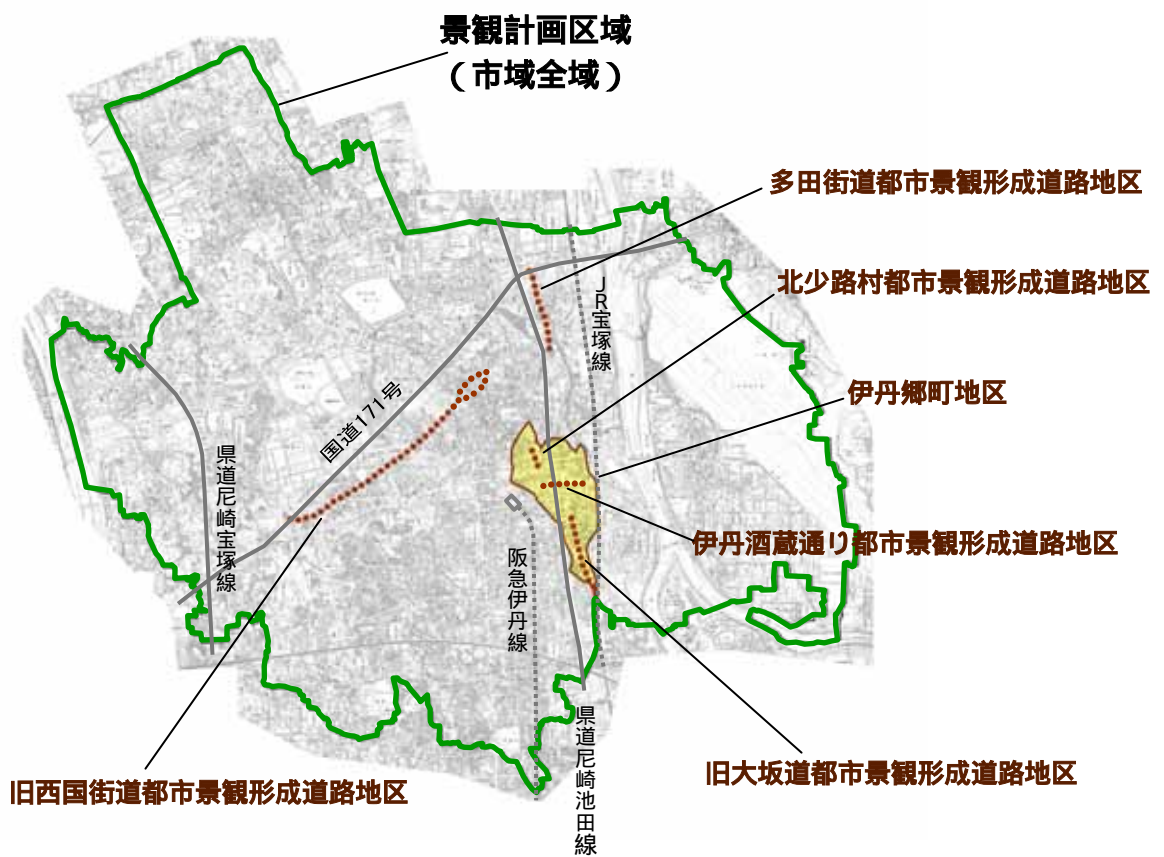


図1 景観計画区域と重点的に景観形成を図る区域

## 第2章 良好な景観の形成に関する方針

---

### 1. 景観形成の基本目標

本市は、北摂・長尾連山や六甲山地を遠く望む武庫平野を背景として立地している。地域の東西を流れる猪名川、武庫川の2大河川及び天神川、天王寺川といった中小の河川、昆陽井、金岡排水路、昆陽池や瑞ヶ池、緑ヶ丘公園、さらには伊丹郷町から猪名野神社、伊丹坂、緑ヶ丘へとつながる伊丹緑地など、水と緑の景観がある。

中心市街地は、かつて伊丹郷町と称された地区で、戦国期に有岡城（伊丹城）の城下町として整備されたといわれる町割りの上に発展した。落城後、近世江戸積み酒造業を中心に産業のまちとして栄えた伊丹郷町では、酒造業によってもたらされた富を背景に俳諧・茶道等の文芸活動も活発に展開され、文人、墨客が訪れた。彼らの足跡は今に伝えられている。

旧街道筋の沿道には集落が形成され、今もなお伝統的な建築様式を伝える家屋が残されている。また、地域に息づく祭りは地域の連帯感を深め、そこに住む人々のまちに対する誇りと愛着を次世代に伝えている。

近代においては、鉄道の整備とあわせた住宅地開発や駅周辺の中心市街地、大阪国際空港の整備などにより、大阪・神戸に近接する衛星都市として都市化が進行し、人口も増加した。商業地を中心とした経済・産業活動は市民の暮らしを支え、都市ににぎわいの景観を生み出してきた。

このように、恵まれた自然的景観と郷町や街道筋を核とした歴史的景観、そして生活する人々の活動、これらが一体となって、本市の景観を形づくっている。

一方、平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、阪神間の他市同様に甚大な被害を受け、特に歴史的建築物を含む家屋の倒壊が著しかった。家屋の建て替えや都市整備によって周囲の景観が変わり、幾つかの歴史的建築物が姿を消すなど、まちなみが急激に変化している。

震災を経た今、本市の良好な景観を形成していくためには、残された地域資源を見つめなおすとともに、後世に伝えていく新しい都市景観を創造していかなければならない。すぐれた都市景観を身近なものとして個々がまちづくりに参加することが、市民のまちに対する誇りと愛着をより一層高め、来訪者にとっても訪れてみたい魅力的なまちになる。

古くから市民文化が栄え、自治の気風がまちの歴史を支えていた精神を受け継ぎ、市民・事業者・行政が手を携えながら主体的に取り組んでいく景観まちづくりの姿勢が、良好な景観を形成していく大きな原動力となる。

以上を踏まえて、本市の都市景観形成の基本目標を以下のように掲げる。

**特色ある景観資源をいかし、地域の個性をはぐくむまち**

特徴的な自然的景観やまちなみ景観、空港に代表される都市的景観は、市民にとっての大きな共有財産であり、本市固有の景観資源をいかしながら、まちの個性をはぐくんでいく。

**魅力ある景観を誇りと心意気でつくるまち**

まちの個性をはぐくむためには、周辺の景観に対して誇りや愛着を持ち、自らの努力により伝え引き継ごうという心意気が重要である。保存すべきものは保存し、魅力のある都市景観を長期的・継続的に継承できるまちづくりをめざす。

## 2. 景観形成の基本方針

以上の景観形成の基本目標を踏まえ、これまで運用してきた都市景観条例を継承する。

### (都市景観形成の基本方向)

守る(保全):これまで蓄積されてきた歴史的景観や自然的景観など、すぐれた景観資源について、これを保存し継承する。

育てる(育成):このまま放置すれば老朽化や荒廃のすすむおそれのある市街地環境等については、これまでの地域や地区固有の景観の特性をいかしつつ改善をすすめ、変化の中に歴史の連続性が保たれるように配慮する。

創る(創造):新しく市街地を開発・整備する場合においても、地域の特性を踏まえながら、すぐれた都市空間を創造していくよう努力する。

本市における景観形成の基本方針を以下に定める。

### 基本方針1 市民・事業者・行政が共に景観まちづくりに取り組む

#### 市民・事業者・行政による主体的な景観まちづくりの推進

都市の景観はそこに関わる人々の想いが現れたものであり、市民・事業者・行政の各主体が、良好な景観形成に向け、意識を高め、課題や将来像を一緒に話し合うなどプロセスを共有しながら、それぞれが主体的な役割を果たす。



路上違反広告物除却ボランティア



伊丹酒蔵通りのまち灯り



北村のまち灯り  
~多田街道~

#### 景観まちづくりに向けた各主体の役割と連携

良好な景観形成に向け、市民・事業者・行政の各主体が相互に連携を図り、一体となって景観まちづくりを推進する。

市街地景観の美化に取り組む市民活動、景観形成をきっかけとした地区レベルでのまちづくり、道路・公園などの維持・管理に市民が参画するアドプト制度を活用したまちづくりが活発になってきている。こうした市民が主体となる活動を促進するため、各主体は人材育成と組織づくりに取り組む。

景観まちづくり団体相互での情報交換や連携が図れるようネットワークの充実を図る。地域の特性に応じた景観まちづくりを進めていくため、市民・事業者が主体となり、地区の合意形成を経て生まれた提案を実現するための枠組みを整える。

## 基本方針 2 潤いと安らぎを与える自然的景観を守る・育てる・創る

### 自然的景観と眺望の保全

四季折々、市民が集まり憩う昆陽池、瑞ヶ池、緑ヶ丘公園及び猪名川、武庫川、市内を流れる中小河川の自然的景観の維持・保全に努める。

河川敷や大規模な公園、空港周辺の緑地など、広がりのある空間の眺望を大切にする。



昆陽池



猪名川の河川敷

### ゆとりを生み出すみどりの保全・創造

市民に親しまれている伊丹緑地や昆陽池、瑞ヶ池、緑ヶ丘・荒牧バラ公園などの緑、神社等の社寺林、点在する樹木などは、市街地にゆとりを生み出す大きな要素となっている。

市民生活に潤いを与える緑のある景観を保全していくとともに、道路沿道や敷き際においても緑化を推進し、質の高い都市景観を創造していく。



神社林



### 基本方針3 伊丹郷町・街道筋を核とした歴史的景観を守る・育てる・創る

#### 伊丹を特徴づける歴史的建築物が残る景観の保全と創造

郷町として発展してきた歴史を今に伝える酒蔵などの歴史的建築物が残る景観や街道筋の景観は、本市の貴重な財産である。伊丹を特徴づけるこれらの景観を保全し、後世に伝えていく。

歴史的建築物の維持・保全を図るため、都市景観条例に基づく都市景観形成建築物と併せて、景観法に基づく景観重要建造物の指定を行っていく。

伊丹郷町地区及び都市景観形成道路地区については、特徴ある歴史的建築物や街道筋の景観が持つ特性を継承する。そのため、建物の色彩や形態等についての基準を設定し、新しく建築する際には積極的に取り入れながら、個性ある伊丹の景観を創造し、区域の拡大も併せて取り組んでいく。



旧岡田家住宅（国指定重要文化財）



多田街道

### 基本方針4 質の高い快適な市街地景観を守る・育てる・創る

#### 色彩を基本とした景観の誘導

色彩は都市景観の中でも人々の印象に残る要素として重要であり、本市では、白壁を基調とした中心市街地での景観整備など、色彩を意識したまちなみ形成に積極的に取り組んできた。今後、質の高い市街地景観を創り出していくにあたって、色彩に重点を置いた景観の誘導を行う。

都市の景観に著しく影響を及ぼす大規模建築物については、新たに適切な色彩基準を設定し、良好な市街地景観を創出する。

#### 地域の特性をいかした景観の育成と創造

本市は、昆陽池、瑞ヶ池、伊丹緑地の段丘等の自然的景観や、伊丹郷町、街道筋に加え、市域に散在する史跡、広域の交通・物流拠点としての大阪国際空港が有する広がりを持った景観、平野部に広がる計画的な住宅地や田園、JR伊丹駅・阪急伊丹駅などの拠点、国道171号や尼崎池田線（産業道路）の沿道景観など、多様な景観を有している。これらの景観資源をいかし、市民の日常生活に潤いと心安らぐ景観形成に取り組む。

建築物・工作物に加え、車道・歩道・街路樹などの道路空間、屋外広告物やサインな

どまちなみを構成する要素を一体的に捉え、周辺との調和を図りつつ、地域の特性に応じた景観形成を図る。



伊丹緑地



御願塚古墳



飛行場線



大阪国際空港



阪急伊丹駅

### 3 . 市域全域における景観形成の方針と基準

#### ( 1 ) 景観形成の方針

- ・ 市域の緑を保全するとともに、新たに緑地等を整備する際には、既存の緑との連続性に配慮し、一体的な景観の形成に努める。
- ・ 武庫平野としての地形的な特徴を継承するため、眺望景観を大切にする。
- ・ 酒蔵や町家などの歴史的建築物や街道筋及び沿道の集落など、特徴ある景観資源を保全するとともに、歴史的なまちなみと隣接する建築物については、まちなみの連続性や調和に特に配慮し、積極的に伝統的な意匠・工法を取り入れるなども含めて、落ち着いた景観形成に努める。
- ・ 中心市街地や駅周辺に立地する建築物においては、低層部を中心に、歩いて楽しいにぎわいのある景観を演出する意匠となるように努める。
- ・ 歴史、伝統の上に、人々の活動がいきいきと感じられるまちなみ景観を形成する。市域全体における大規模建築物等の色彩をまちなみ景観を引き立てる背景として捉え、周辺のまちなみ景観との調和を重視した、落ち着いた景観の誘導を図る。
- ・ 既存の樹木、緑地をできる限り保全するとともに、生け垣等による敷地の緑化、道路沿道における街路樹や植栽帯による緑化など、市街地にゆとりやうるおいをもたらす工夫を積極的に図っていく。
- ・ 屋外広告物やサインについても周辺との調和に配慮し、一体的な景観形成に努める。

( 2 ) 大規模建築物の建築等の景観形成の基準

対 象		基 準	
建 築 物	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和を配慮した位置・規模とする。</li> <li>・敷地境界線からのセットバックなどにより近隣に圧迫感を与えないよう努める。</li> <li>・建物の高さや壁面位置は、連続性の維持に配慮する。</li> </ul>	
	意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺と調和した意匠とするよう努めるとともに、側面・背面の意匠にも配慮する。</li> <li>・沿道景観は、意匠の連続性に配慮する。</li> </ul>
		壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給排水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とし、目立たないように努める。</li> </ul>
		屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すっきりした統一感のある屋上とするよう努める。</li> </ul>
		屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物と一体となったデザインとなるよう、ルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。</li> </ul>
		低層部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大で無窓など単調で閉鎖感のある壁面を作らないようにする。</li> <li>・商業系地区では、歩行者に配慮し、にぎわいを演出した意匠とし、通りの連続性に配慮する。</li> </ul>
		駐車場部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りから自動車が見えにくい構造とし、周辺と調和した入口の意匠や外壁仕上げとするよう配慮する。</li> </ul>
		屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。</li> </ul>
		ペランダ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物との調和を図り、洗濯物 やエアコン室外機あるいは収納庫など建物の表情を乱すものが通りから直接見えにくい構造・意匠とする。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点、まちかどなど多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する。</li> </ul>	
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地、集落またはその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・経年変化に耐えうる材料を選択するよう配慮する。</li> </ul>		
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外壁においては、落ち着きのある色彩を主に用い、周辺のまちなみや自然との調和を図る。</li> <li>・商業系地区の低層部分では、色彩の演出を工夫するとともに、高層建築の中高層部分は、低彩度とするよう努める。</li> <li>・建築物の屋根においては、基調となる色はけばけばしくならないよう努める。</li> </ul>		

対 象		基 準
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高木（将来、高木となるものを含む）で樹冠幅のあるものを敷際に植樹するよう配慮する。樹種の選定にあたっては、周辺の街路樹や既存の植生との連続性に配慮する。</li> <li>・敷地内には、低・中・高木を適切に配置するなど、うるおいのある緑化を行うとともに、既存の樹木についてはできるだけ保存するよう配慮する。</li> </ul>
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車・駐輪スペース等により、通りの連続性が失われないよう配慮し、道路に面する部分については生け垣を設置するなど、緑化等による修景を行う。</li> <li>・位置、塀・門等の意匠について、建築物とのバランスに配慮する。</li> <li>・機械式駐車場、タワー型駐車場については、建築物とのバランスや周辺のまちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>
	接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単調で閉鎖的な塀・擁壁を避けるなど、道路との関係に配慮する。</li> <li>・積極的に生垣を設置するように努める。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川や水路に面した敷地では、水際景観との調和に配慮した処理を行う。</li> </ul>
屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面して設置する場合は、設置方法、材料、形態、色彩を工夫し、周辺のまちなみに調和したものとする。</li> </ul>

洗濯物等を干す際は、外部から見えにくいよう工夫する。



#### 4．重点的に景観形成を図る区域における景観形成の方針と基準

(1) 伊丹郷町地区(旧大坂道・北少路村・伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区を含む)

##### 1) 景観形成の目標

中世から戦国期に城下町として形成され、近世以降江戸積み酒造業を中心に隆盛を誇った伊丹郷町の町割りと、今に残る酒蔵・町家は、郷町の成り立ちと文化を伝えるものである。これらの景観的要素を継承しながら、伊丹の中心としてふさわしい風格とにぎわいのあるまちなみを積極的に形成・創造する。

##### 2) 景観形成の方針

酒蔵や町家などの歴史的建築物を保全するとともに、それと連続する建築物・工作物においては、まちなみの連続性や調和に特に配慮し、積極的に伝統的な意匠・工法を取り入れるなど、親しみのなかにも風格のある景観を形成する。

地域の歴史を伝える史跡・文化財、地域のランドマークとなっている樹木などは、重要な景観資源として保全する。

商業地では、建築物・工作物の低層部は、商業地らしい歩いて楽しいにぎわいのある景観となるよう、まちなみの連続性に配慮した演出を図る。

伊丹郷町の歴史や伝統によって培われた景観の特徴をいかし、積極的に創出するため、高層建築物の中層部・上層部では、酒蔵や町家に使われてきた伊丹郷町の地域色である白(オフホワイト)を基調とした色彩の誘導を図る。

まちなみのアクセントとして樹木を配置するなど、効果的な景観の創出を図るとともに、敷き際・道路空間における緑化を推進する。屋外広告物やサインについても統一的なデザインを取り入れるなど、建築物・工作物と合わせて伊丹郷町の景観を一体的に演出できるような誘導を図る。



旧岡田家住宅

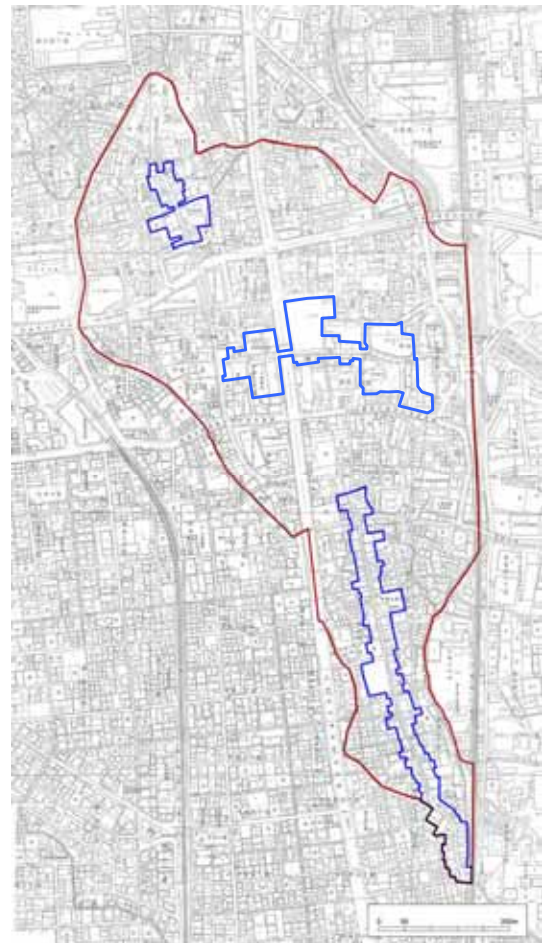


図2 伊丹郷町地区の範囲  
(図中赤線の区域)

### 3) 大規模建築物の建築等の景観形成の基準

対 象		基 準	
建 築 物	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町家、白壁など伊丹郷町を特徴づける建築物の周辺においては、通りの連続性に特に配慮する。</li> <li>・周辺の景観との調和に配慮した位置・規模とする。</li> <li>・敷地境界線からのセットバックなどにより近隣に圧迫感を与えないよう努める。</li> </ul>	
	意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺と調和した意匠とするよう努めるとともに、側面・背面の意匠にも配慮する。</li> <li>・町家、白壁など伊丹郷町を特徴づける建築物の周辺においては、意匠の連続性に特に配慮する。</li> </ul>
		壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給排水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とし、目立たないように努める。</li> </ul>
		屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すっきりした統一感のある屋上とするよう努める。</li> <li>・伊丹郷町の伝統的な町家の勾配を持つ平入り切妻屋根で统一的にまちなみ形成が図られている場所の周辺では、その連続性を損なうことが無いように努める。</li> </ul>
		屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物と一体となったデザインとなるよう、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。</li> </ul>
		低層部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大で無窓など単調で閉鎖感のある壁面を作らないようにする。</li> <li>・歩行者に配慮し、にぎわいを演出した意匠とし、通りの連続性に配慮する。</li> <li>・伊丹郷町の伝統的な町家の勾配を持つ平入り切妻屋根で统一的にまちなみ形成が図られている場所の周辺では、その連続性を継承したまちなみとなるよう工夫する。</li> </ul>
		駐車場部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りから自動車が見えにくい構造とし、周辺と調和した入口の意匠や外壁仕上げとするよう配慮する。</li> </ul>
		屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。</li> </ul>
		ペランダ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物との調和を図り、洗濯物 やエアコン室外機あるいは収納庫など建物の表情を乱すものが通りから直接見えにくい構造・意匠とする。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点、まちかどなど多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する。</li> </ul>	
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属やガラスなどの光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・経年変化に耐えうる材料を選択するよう配慮する。</li> </ul>		

対 象		基 準	
色彩		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の色彩は、伊丹郷町の特徴を継承する白や低彩度の色彩を基調としたものとし、町家や酒蔵と調和した一体感のある景観を形成する。それ以外の色を基調とする場合でも、落ち着いた低彩度色を用いる。</li> <li>・ 商業系地区の低層部分などでは、色彩の演出に工夫するとともに、高層建築の中高層部分は、低彩度とするように努める。</li> <li>・ 建築物の屋根においては、落ち着いた低彩度色を基調とすることに加え、伊丹郷町の特徴を継承する黒を中心とした低明度色を基調とし、壁面の色彩との調和に配慮する。</li> </ul>	
		植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高木（将来、高木となるものを含む）で樹冠幅のあるものを敷地に植樹するよう配慮する。樹種の選定にあたっては、周辺の街路樹や既存の植生との連続性に配慮する。</li> <li>・ 敷地内には、低・中・高木を適切に配置するなど、うるおいのある緑化を行うとともに、既存の樹木についてはできるだけ保存するよう配慮する。</li> </ul>
		駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車・駐輪スペース等により通りの連続性が失われないよう配慮する。</li> <li>・ 位置、塀・門等の意匠について、建築物とのバランスに配慮する。</li> <li>・ 機械式駐車場、タワー型駐車場については、建築物とのバランスや周辺のまちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>
		接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単調で閉鎖的な塀・擁壁を避けるなど、道路との関係に配慮する。</li> <li>・ 積極的に生垣を設置するように努める。</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川や水路に面した敷地では、水際景観との調和に配慮した処理を行う。</li> </ul>
屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通りに面して設置する場合は、設置方法、材料、形態、色彩に留意し、周辺のまちなみに調和したものとする。</li> </ul>	

洗濯物等を干す際は、外部から見えにくいよう工夫する。



## ( 2 ) 旧大坂道都市景観形成道路地区

### 1 ) 景観形成の目標

江戸時代からの町家や蔵が残る旧大坂道のまちなみは、伊丹郷町の中心軸をなすものである。まちなみを構成する歴史的建築物を保全するとともに、建物の更新にあたっては、創意と工夫を重ねることによって、歴史的なまちなみの良さをいかした魅力的な景観を形成する。

### 2 ) 景観形成の方針

酒蔵や町家などの歴史的建築物を保全し、建物を更新していくにあたっては、位置・形態に配慮する。伝統的な意匠・工法を取り入れるなど、歴史性を継承しつつ、落ち着いたある景観を形成する。

伊丹郷町から大阪、尼崎へ通じる重要な街道筋の景観として、酒蔵や町家に使われてきた伊丹郷町の地域色である白( オフホワイト )を積極的に取り入れた色彩の誘導を図るとともに、中～高彩度・低明度の色彩の使用を避け、統一感のあるまちなみ景観を形成する。

建築物に付随する設備、工作物、屋外広告物等についても、まちなみと調和した誘導を図る。



旧大坂道のまちなみ

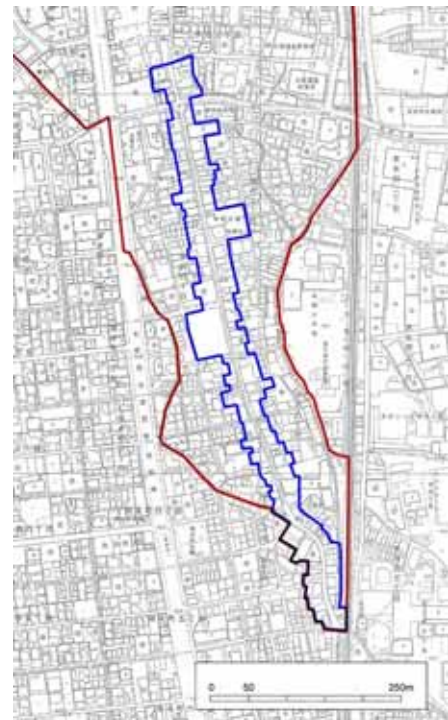


図3 旧大坂道都市景観形成道路地区の範囲  
( 図中青線の区域 )

### 3) 建築物の建築等の景観形成の基準

対 象		基 準
建 築 物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する建築物壁面は、その高さに応じて、伝統的な壁面線の位置に揃える。</li> <li>・駐車スペース等を設ける為、やむを得ず壁面線を後退させる場合は、塀、門、柵等により、まちなみの連続性を確保するように努める。</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りからの景観を形成する部分は、伝統的建築物の形態を受け継ぎ、歴史的まちなみと調和するものとする。</li> </ul>
	材料・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りからの景観を形成する部分は、歴史的まちなみと調和した色合いや材料を用いる。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平入り切妻屋根を基本とし、勾配を周辺と調和したものとする。また、通りに面した1階部分には、下屋を設ける。</li> <li>・屋根葺き材は、いぶし銀色の和瓦を基本とする。やむを得ず他の材料を用いる場合も、その色彩を黒又は灰色とする。</li> <li>・太陽光発電設備などを設置する場合は、屋根材と一体となった設置形式や屋根の色彩と同様のものとするなど、通りの景観に調和するよう配慮する。</li> </ul>
	壁面の意匠及び開口部等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する窓等開口部や建具は、伝統的形態を基本とし、歴史的まちなみと調和する形態・材料とする。</li> </ul>
	設備及び屋外階段等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りから直接見えないように設置する。</li> </ul>
門・塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的まちなみと調和する形態・材料・色彩とする。</li> </ul>	
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面して設置する場合は、設置方法、材料、形態、色彩を工夫し、まちなみに調和したものとする。</li> </ul>	

### ( 3 ) 北少路村都市景観形成道路地区

#### 1 ) 景観形成の目標

北少路村は、伊丹郷町の北部に位置し、猪名野神社の参詣道として商業を中心に発達した地区である。

この地区は、都市計画道路の整備にあわせ、町家の景観を範とした新しい景観が生まれている。計画的に整備された地区として、今後より魅力的なまちなみにしていくため、建築物等の新築・増築・修繕・模様替えを行う際には、まちなみ全体との調和に配慮し、北少路村らしい落ち着いた風情の醸成を図る。

#### 2 ) 景観形成の方針

金剛院、猪名野神社等の歴史的建築物を保全し、この地区の景観の核とする。建物の更新にあたっては、位置・形態に配慮し、猪名野神社の参詣道として、落ち着いたなかにもにぎわいのある景観を形成する。

伊丹郷町を構成する一郭として、酒蔵や町家に使われてきた伊丹郷町の地域色である白（オフホワイト）を積極的に取り入れた色彩の誘導を図り、統一感のあるまちなみ景観を形成する。

建築物に付随する設備、工作物、屋外広告物等についても、まちなみと調和した誘導を図る。



北少路村



図4 北少路村都市景観形成道路地区の範囲  
( 図中青線の区域 )

### 3) 建築物の建築等の景観形成の基準

対 象		基 準
建 築 物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する壁面は、その高さに応じて伊丹郷町の伝統的な町家の壁面の位置に揃える。</li> <li>・駐車スペース等を設ける為、やむを得ず壁面線を後退させる場合は、まちなみの連続性を損なわないようにする。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する部分においては、おおむね2階以下を目途とし、周囲の建築物との調和とまちなみの連続性維持に配慮する。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平入り切妻屋根とし、その勾配は伊丹郷町の伝統的な町家の勾配を基本とする。特に通りに面した1階部分には下屋を設ける。</li> <li>・屋根及び下屋の屋根葺き材は、いぶし銀又は黒い色の和瓦葺きとする。</li> <li>・下屋の軒先高さは、隣接する家屋に揃える。</li> <li>・太陽光発電設備などを設置する場合は、屋根材と一体となった設置形式や屋根の色彩と同様のものとするなど、通りの景観に調和するよう配慮する。</li> </ul>
	壁面の意匠及び開口部等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面及び窓・格子等の建具意匠については、伝統的様式を基本とし、まちなみの連続性を損なわないようにする。</li> <li>・通りに面する壁は、伊丹郷町の基調である白色とし、漆喰調に仕上げる。</li> <li>・通りに面する建具の色は、茶系統の落ち着いた色調とする。</li> </ul>
	設備及び屋外階段等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築設備（エアコン室外機、高架水槽等）及び屋外階段等は、通りから見えにくい位置に設置する。</li> </ul>
屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物等は、周囲のまちなみと調和した意匠・形状・材料及び色調となるようにする。</li> </ul>

#### (4) 旧西国街道都市景観形成道路地区

##### 1) 景観形成の目標

京の都と西国を結ぶ西国街道は、かつて西国大名の参勤交代路として利用され、また旅人が往来した街道である。昆陽には街道の宿駅として貨客を送り迎えするための人馬が常備されていた。震災により以前の景観は失われ、新しいまちが生まれたが、旧街道筋の面影を今に伝えている。旧西国街道の面影を伝える景観を保全し、さらに、地域の快適な生活道路として、魅力あるまちなみを創り出していく。

##### 2) 景観形成の方針

寺、神社や農家・蔵などの歴史的建築物を保全し、建物を更新していくにあたっては、位置・形態に配慮し、かつての街道のにぎわいを偲ばせる街道筋の景観を形成する。敷き際・道路空間の緑化を推進するとともに、松は旧西国街道における重要なシンボルツリーとして保全し、生活道路としてうるおいと季節感のある街道景観を形成する。生け垣・石垣・築地塀・腰板塀のほか、敷地に沿って流れる水路や側溝際の石積み・石垣など、風趣に富んだ特徴的な景観要素を保全・創出する。

歴史的な街道筋の景観として、中～高彩度・低明度の色彩の使用を避け、統一感のあるまちなみ景観を形成する。

建築物に付随する設備、工作物等についても、まちなみと調和した誘導を図る。



図5 旧西国街道都市景観形成道路地区の範囲  
(図中青線の区域)

### 3) 建築物の建築等の景観形成の基準

対 象		基 準
建 築 物	位置	・塀や生垣、また庭や店先の歩行者空間などを設けて潤いあるまちなみを形成できるよう、敷地境界と建物壁面のあいだに十分な空間をとる。
	形態	・旧西国街道からの景観を形成する部分は、伝統的まちなみと調和するものとする。
	材料・色彩	・歴史的まちなみと調和した色合いや材料を用いる。
	屋根	・勾配やまちなみの中での向きを工夫し、旧西国街道の歴史的まちなみにふさわしいものにする。 ・太陽光発電設備などを設置する場合は、屋根材と一体となった設置形式や屋根の色彩と同様のものとするなど、通りの景観に調和するよう配慮する。
	壁面の意匠及び開口部等	・通りに面する窓等開口部や建具は、歴史的まちなみと調和する形態・材料とする。
	設備及び屋外階段等	・通りから直接見えないように設置する。
門・塀・柵	・ブロック塀、ネットフェンスは避け、生垣、石垣、築地塀、腰板塀など旧西国街道の伝統的まちなみにふさわしい風合いを持ったものにする。	
植栽	・店舗等の前面を除いて、旧西国街道に面した部分は、生垣や松等の庭木によって可能な限り緑化する。	
前面水路・側溝際の処理	・石積み、石貼りなどによって、風合いの良い仕上げをする。	
駐車場	・通りからの景観に配慮して配置する。 ・通りに面して配置する場合は、生垣、塀等による修景に配慮するほか、上屋の意匠をまちなみにふさわしいものにするよう留意する。	
屋外広告物	・通りに面して設置する場合は、設置方法、材料、形態、色彩を工夫し、まちなみに調和したものにする。	



## ( 5 ) 多田街道都市景観形成道路地区

### 1 ) 景観形成の目標

旧西国街道と多田街道の交差点にある「辻の碑」は、摂津国の中心に位置するといわれ、伊丹郷町から北へ延びる多田街道は多田神社への参詣道として、長い歴史を有し、現在もお道筋や水路に旧集落の面影を残している。

沿道にある水路と集落景観を継承し、地域景観形成の軸として、風土・歴史に根ざした景観を形成する。建築物等の更新にあたっては、街道・集落・水路・緑の調和に配慮し、旧街道の落ち着いた風情の醸成を図る。

### 2 ) 景観形成の方針

農家・蔵などの歴史的建築物を保全し、建物を更新していくにあたっては、位置・形態・材質に配慮する。

敷地に沿って流れる水路や側溝際の石積み・石垣など、風趣に富んだ特徴的な景観要素を保全・創出する。

水質の浄化を推進し、生活道路としてうるおいと季節感のある沿道景観を形成する。

落ち着いた色彩を使用し、おだやかな統一感のあるまちなみ景観を形成する。

建築物に付随する設備、工作物等についても、歴史的まちなみと調和した誘導を図る。



多田街道のまちなみ



図6 多田街道都市景観形成道路地区の範囲  
( 図中青線の区域 )

### 3) 建築物の建築等の景観形成の基準

対 象		基 準
建 築 物	位置	・通りに面して建築する場合は、歩行者空間の充実を図るため、敷地境界と建築壁面の間に十分な空間をとる。
	形態	・通りからの景観を形成する部分は、伝統的建築物の形態を重んじ、歴史的まちなみと調和するものとする。
	材料・色彩	・通りからの景観を形成する部分は、歴史的まちなみと調和した色合いや材料を用いる。
	屋根	・まちなみにおける屋根の向きや勾配を工夫し、歴史的まちなみにふさわしいものにする。 ・太陽光発電設備などを設置する場合は、屋根材と一体となった設置形式や屋根の色彩と同様のものとするなど、通りの景観に調和するよう配慮する。
	壁面の意匠及び開口部等	・通りに面する窓や出入り口等の開口部や建具の仕様は、伝統的形態を基本とし、歴史的まちなみと調和するものとする。
	設備及び屋外階段等	・通りから直接見えないように工夫し設置する。
門・塀・柵	・裸ブロック塀、ネットフェンスは避け、生け垣や腰板塀・築地塀などを用いて歴史的まちなみにふさわしい風合いを持ったものにする。	
植栽	・街道沿いのまちなみを演出するため、生け垣や庭木などによって可能な限り緑化する。水路に面しない通りの西側部分については、特に積極的な緑化が求められる。	
水路際・側溝際の処理	・石積み・石貼りなどの風合いある仕上げを施し、多田街道の特徴として水の流れる風景を演出する。	
駐車場	・通りからの景観に配慮して配置する。 ・通りに面して配置する場合は、生け垣・塀などによる修景に配慮するほか、上屋の意匠がまちなみにふさわしいものとなるよう留意する。	



## ( 6 ) 伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区

### 1 ) 景観形成の目標

J R伊丹駅から西に伸びる酒蔵通りは、伊丹郷町を東西に結ぶ歩行者空間であるとともに景観の軸であり、有岡城址、本泉寺、大溝の再現や長寿蔵など、伊丹を特徴づける個性あるまちなみ資源が立地し、市民のみならず、多くの来街者を受け入れる伊丹の歴史性を感じる沿道空間として重要である。

残された伝統的な酒蔵や社寺、伝統的町家の景観を大切に守るとともに、新しい建物は歴史的な景観の良さを取り入れたデザインで再生・創造し、低層部を中心ににぎわいが連続し、伊丹の顔となる、歩いて楽しいストリートを創っていく。

### 2 ) 景観形成の方針

建物を更新していくにあたっては、位置、形態に配慮し、落ち着いた中にもにぎわいのある、人の往来の映える伊丹の顔となる景観を形成する。

伊丹郷町の酒蔵や町家に使われてきた伊丹郷町の地域色である白(オフホワイト)を積極的に取り入れた色彩の誘導を図るとともに、中～高彩度・低明度の色彩の使用を避け、統一感のあるまちなみ景観を形成する。

建築物に付属する設備、工作物、屋外広告物等についても、まちなみと調和した誘導を図る。



伊丹酒蔵通りのまちなみ

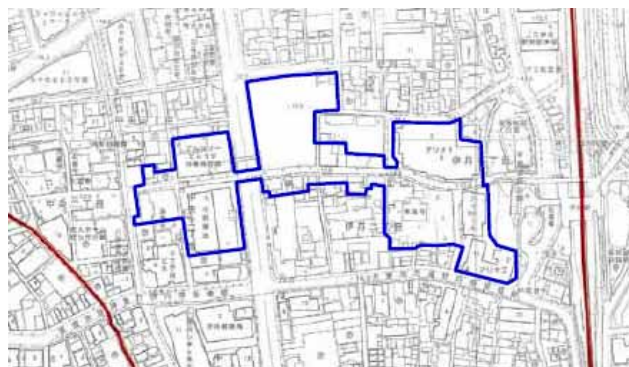


図7 伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区の区域  
( 図中青線の区域 )

### 3) 建築物の建築等の景観形成基準

対象	基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する建築物の壁面は、その高さに応じて、伊丹郷町の伝統的な町家の壁面線の位置にそろえる。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する部分においては、おおむね2階以下を目途とし、周囲の建築物との調和とまちなみの連続性維持に配慮する。</li> </ul>
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りの景観を形成する部分は、伝統的な建物形態を受け継ぎ、歴史的なまちなみと調和するものとする。</li> <li>(例) 町家、蔵</li> <li>平入りの勾配屋根の連続</li> <li>下屋のつくる軒線の連続</li> <li>軒下の空間が創る陰影</li> <li>出格子、ムシコ窓などのつくる表情</li> <li>白と黒、茶を基本とする抑揚のきいた色彩</li> <li>これらを現代的にいかし、伝統的なまちなみを発展させていくことが望ましい。</li> </ul>
材料・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りの景観を形成する部分は、伊丹郷町の特徴である白（オフホワイト）や低彩度を基調とし、歴史的まちなみと調和する色合いや材料を用いる。</li> <li>(例) 漆喰の白や黒</li> <li>木製建具のこげ茶</li> <li>時間とともに味わいのある材料</li> <li>風合いのよい材料</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平入り切妻屋根を基本とし、勾配は伊丹郷町の伝統的な町家に調和したものとする。</li> <li>・通りに面した1階部分には、下屋を設ける。下屋の軒先高さは、隣接する家屋に揃える。</li> <li>・屋根葺き材は、いぶし銀または黒の和瓦を基本とする。やむを得ず他の材料を用いる場合も、その色彩を黒または灰色とする。</li> <li>・太陽光発電設備などを設置する場合は、屋根材と一体となった設置形式や屋根の色彩と同様のものとするなど、通りの景観に調和するよう配慮する。</li> </ul>
壁面の意匠及び開口部等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する窓や出入口等の開口部や建具は、伝統的形態を基本とし、歴史的まちなみと調和する形態・材料とする。</li> <li>・通りに面する壁は、伊丹郷町の特徴である白（オフホワイト）や低彩度を基調としたものとする。</li> </ul>
設備及び屋外階段等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築設備（エアコン室外機、高架水槽等）及び屋外階段は、通りから直接見えないように工夫して設置する。</li> <li>(例) 見えにくい場所に設置する。</li> <li>木製格子などで目隠しを施し、歴史的な雰囲気演出する。</li> </ul>
1階部分の形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業施設については、閉鎖的なシャッターを避け、ショーウィンドウを設置するなど、まちなみの連続性を壊さないよう留意する。</li> </ul>

門・塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的まちなみと調和する形態、材料、色彩とする。</li> <li>・通りに面する塀は、伊丹郷町の特徴である白（オフホワイト）や低彩度を基調としたものとする。</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りからの景観に配慮して配置する。</li> <li>・通りに面して配置する場合は、歴史的なまちなみにふさわしい意匠の塀、門や生垣などにより、まちなみの連続性を確保するよう配慮するほか、上屋や意匠もまちなみにふさわしいものとするよう留意する。</li> <li>・荷物搬入の際は、自己敷地内での駐車スペースの確保に努める。</li> </ul>
日除けテント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下屋を設けることとし、やむを得ず設置する場合は、低彩度の色彩とし、周囲の景観に配慮し調和したものとする。</li> </ul>
自動販売機の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木製格子などで目隠しを施し、景観に配慮したものとする。</li> </ul>
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物等は、周辺のまちなみに調和した意匠・形状・材料及び色調となるようにする。</li> </ul>

### 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

建築物及び工作物の形態または色彩その他の制限及び建築物の新築にかかる良好な景観の形成のための制限は、次の通りとする。ただし、市長が審議会等の意見を聴いた上で認めるものについてはこの限りでない。

#### 1. 市域全域（重点的に景観形成を図る区域を除く）における行為の制限

##### 1) 届出対象行為

地上4階建以上の建築物または高さ(屋上突出物がある場合は当該突出物の上端における高さとする。)が15m以上の建築物もしくは建築物以外の工作物にかかる新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更  
建築面積1,000㎡以上の建築物にかかる新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更

##### 2) 行為の制限

建築物及び工作物の外観(屋根の部分を除く。)における色彩の範囲は次のとおりとする。

使用する色彩		明度	彩度
無彩色		5以上とする。	-
有彩色	7.5R~2.5Y		4以下とする。
色	その他		2以下とする。

この表における数値は、マンセル値を表す。

2)の規定は、次のいずれかに掲げる色彩を使用する場合には、当該使用する部分については、適用しない。

ア 着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の材料によって仕上げられるとき。

イ 各壁面の見付面積の10分の1未満の範囲において、2)に掲げる色彩以外の色彩を使用するとき。

ウ 各壁面の見付面積の4分の1未満の範囲(建築物及び工作物の高さの6メートル以下の部分とし、イに掲げる色彩を使用する場合には、イに掲げる色彩を使用する面積を差し引いて得た面積を限度とする。)において、明度3以上5未満の無彩色を使用するとき。

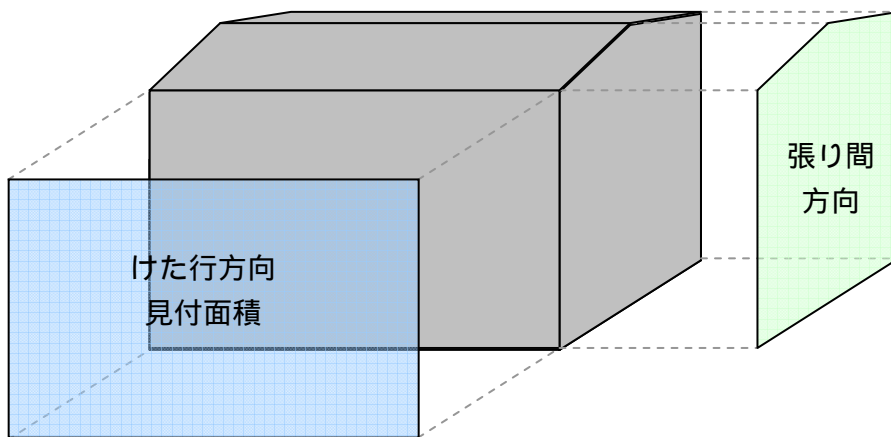
伊丹市景観形成色彩基準 市域全域における基準

※実際の色は色票番号・マンセル値を参考に色見本などで確認して下さい

	R (赤)系	YR (黄赤)系	Y (黄)系	GY (黄緑)系	G (緑)系	BG (青緑)系	B (青)系	PB (青紫)系	P (紫)系	RP (赤紫)系	無彩色
高明度 無彩色調	[Color swatches]										高明度
中明度 無彩色調	[Color swatches]										中明度
高明度 低彩色調	[Color swatches]										低明度
中明度 低彩色調	[Color swatches]										
低明度 無彩色調	[Color swatches]										
低明度 低彩色調	[Color swatches]										
中彩度色	[Color swatches]										
高彩度色	[Color swatches]										

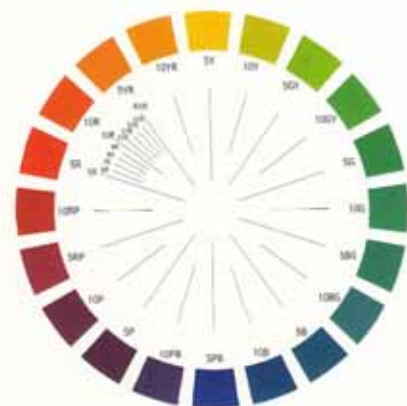
図8 市域全域（重点的に景観形成を図る区域を除く）における外観の基調となる色彩の範囲

見付面積・・・張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいいます。



（備考：色彩基準の表示方法について）  
 伊丹市の色彩基準は、日本工業規格（JIS）に基づく色彩の表示方法（修正マンセル表色系）による。  
 マンセル表色系では、色相（赤、青、黄色などの色み・色合い）、明度（色の持つ明るさ・暗さの度合い）、彩度（色のあざやかさの度合い）の3つの属性によって色彩を表す。

例： 5YR   3.5 / 4  
 色相   明度   彩度



マンセル色相環

## 2. 重点的に景観形成を図る区域における制限

(1) 伊丹郷町地区(旧大坂道・北少路村・伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区を含む)における制限

### 1) 届出対象行為

地上4階建以上の建築物または高さ(屋上突出物がある場合は当該突出物の上端における高さとする。)が15m以上の建築物もしくは建築物以外の工作物にかかる新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更  
 建築面積1,000㎡以上の建築物にかかる新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更

### 2) 行為の制限

建築物及び工作物の外観(屋根の部分を除く。)における色彩の範囲は次のとおりとする。

使用する色彩		明度	彩度
無彩色		6以上とする。	-
有彩色	7.5R~2.5Y		2以下とする。
有彩色	その他		1以下とする。

この表における数値は、マンセル値を表す。

2)の規定は、次のいずれかに掲げる色彩を使用する場合には、当該使用する部分については、適用しない。

- ア 着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の材料によって仕上げられるとき。
- イ 各壁面の見付面積の10分の1未満の範囲において、2)に掲げる色彩以外の色彩を使用するとき。
- ウ 各壁面の見付面積の4分の1未満の範囲(建築物及び工作物の高さの6メートル以下の部分とし、イに掲げる色彩を使用する場合にあっては、イに掲げる色彩を使用する面積を差し引いて得た面積を限度とする。)において、明度3以上6未満の無彩色を使用するとき。

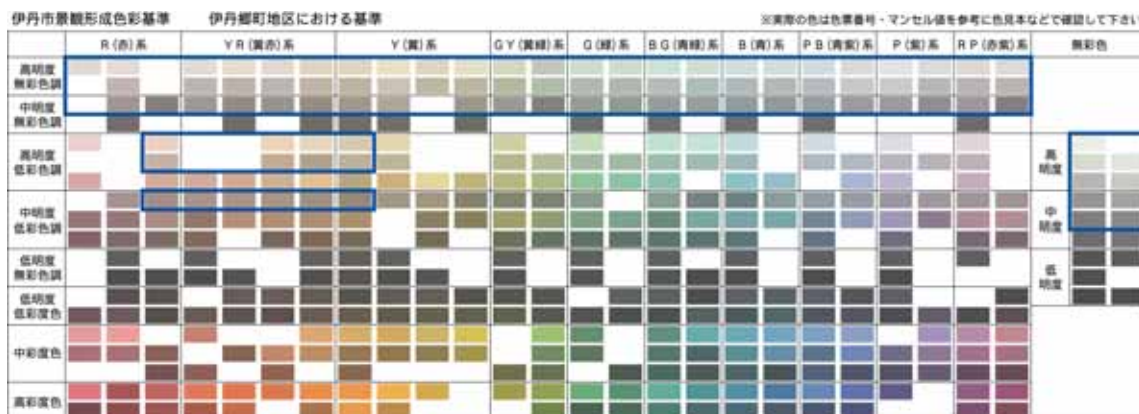


図9 伊丹郷町地区(旧大坂道・北少路村・伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区を含む)における外観の基調となる色彩の範囲



( 2 ) 旧大坂道都市景観形成道路地区における制限

1 ) 届出対象行為

地上3階建以下の建築物または高さ( 屋上突出物がある場合は当該突出物の上端における高さとする。)が15m未満の建築物もしくは建築物以外の工作物にかかる新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更  
 建築面積10㎡以上1,000㎡未満の建築物にかかる新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更  
 門・塀・柵・生け垣・石垣・駐車場等敷き際の形態又は色彩その他意匠の変更

2 ) 行為の制限

ア 建築物及び工作物の外観( 屋根の部分を除く。)における色彩の範囲は次のとおりとする。ただし、建築物もしくは工作物の着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または見付面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。

使用する色彩		明度	彩度
無彩色		門、柵、駐車場等敷き際においては1以上とし、その他においては5以上とする。	-
有彩色	7.5R~2.5Y	5以上とする。	4以下とする。
	上記以外のY系、R系		2以下とする。
	その他		1以下とする。

この表における数値は、マンセル値を表す。

イ 建築物の勾配のある屋根( 下屋、庇等も含む。)の色彩の範囲は次のとおりとする。

使用する色彩	明度	彩度
無彩色	7以下とする。	-
有彩色 1YR~2.5Y	5以下とする。	3以下とする。

この表における数値は、マンセル値を表す。

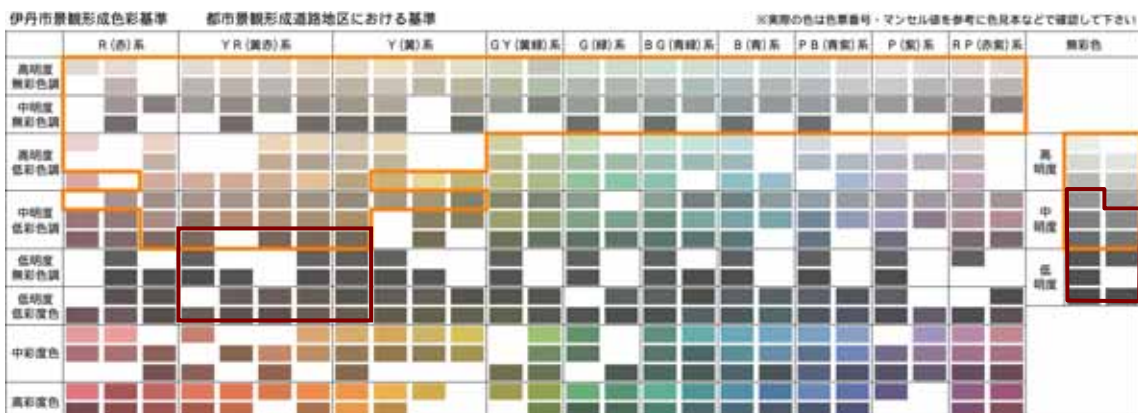


図10 旧大坂道都市景観形成道路地区における外観の基調となる色彩の範囲  
 壁面は柿色線内、屋根は赤線内を参照

(3) 北少路村都市景観形成道路地区における制限

1) 届出対象行為

地上3階建以下の建築物または高さ(屋上突出物がある場合は当該突出物の上端における高さとする。)が15m未満の建築物もしくは建築物以外の工作物にかかる新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更  
 建築面積10㎡以上1,000㎡未満の建築物にかかる新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更  
 門・塀・柵・生け垣・石垣・駐車場等敷き際の形態又は色彩その他意匠の変更

2) 行為の制限

ア 建築物及び工作物の外観(屋根の部分を除く。)における色彩の範囲は次のとおりとする。ただし、建築物もしくは工作物の着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または見付面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。

使用する色彩		明度	彩度
無彩色		門、柵、駐車場等敷き際においては1以上とし、その他においては5以上とする。	-
有彩色	7.5R~2.5Y	5以上とする。	4以下とする。
	上記以外のY系、R系		2以下とする。
	その他		1以下とする。

この表における数値は、マンセル値を表す。

イ 建築物の勾配のある屋根(下屋、庇等も含む。)の色彩の範囲は次のとおりとする。

使用する色彩	明度	彩度
無彩色	7以下とする。	-
有彩色 1YR~2.5Y	5以下とする。	3以下とする。

この表における数値は、マンセル値を表す。

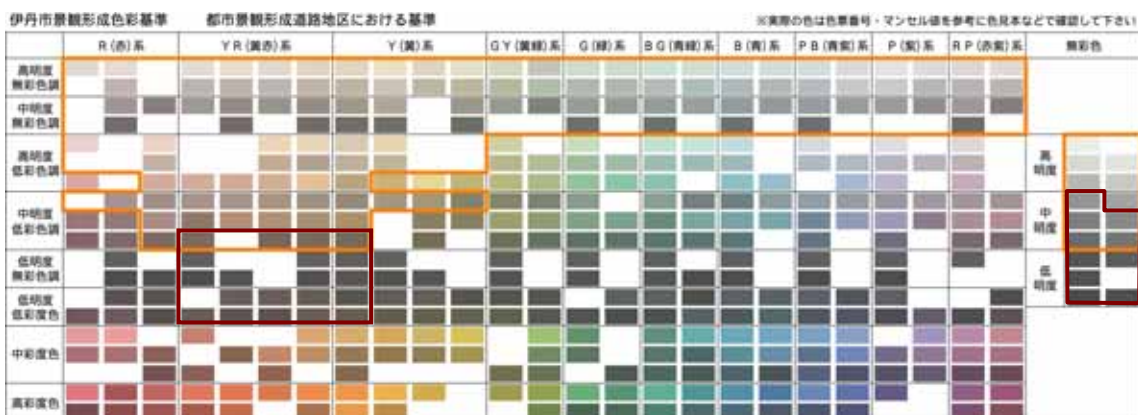


図1-1 北少路村都市景観形成道路地区における外観の基調となる色彩の範囲  
 壁面は赤色線内、屋根は赤色線内を参照



(4) 旧西国街道都市景観形成道路地区における制限

1) 届出対象行為

建築面積 10 m<sup>2</sup>以上の建築物もしくは建築物以外の工作物にかかる新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更  
門・塀・柵・生け垣・石垣・駐車場等敷き際の形態又は色彩その他意匠の変更

2) 行為の制限

建築物及び工作物の外観(屋根の部分を除く。)における色彩の範囲は次のとおりとする。ただし、建築物もしくは工作物の着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または見付面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。

使用する色彩		明度	彩度
無彩色		門、柵、駐車場等敷き際においては1以上とし、その他においては5以上とする。	-
有彩色	7.5R~2.5Y	5以上とする。	4以下とする。
	上記以外のY系、R系		2以下とする。
	その他		1以下とする。

この表における数値は、マンセル値を表す。

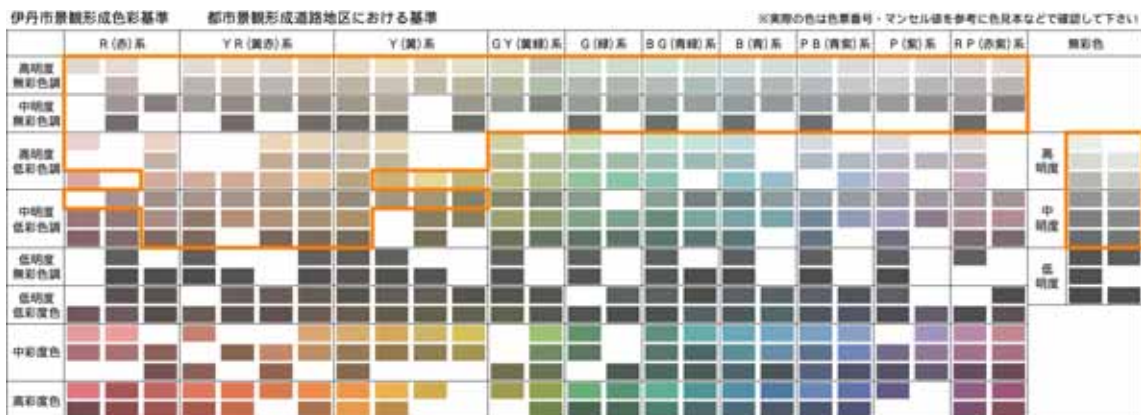


図12 旧西国街道都市景観形成道路地区における外観の基調となる色彩の範囲

( 5 ) 多田街道都市景観形成道路地区における制限

1 ) 届出対象行為

建築面積 10 m<sup>2</sup>以上の建築物もしくは建築物以外の工作物にかかる新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更  
門・塀・柵・生け垣・石垣・駐車場等敷き際の形態又は色彩その他意匠の変更

2 ) 行為の制限

建築物及び工作物の外観(屋根の部分を除く。)における色彩の範囲は次のとおりとする。ただし、建築物もしくは工作物の着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または見付面積の 10 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。

使用する色彩		明度	彩度
無彩色		門、柵、駐車場等敷き際においては1以上とし、その他においては5以上とする。	-
有 彩 色	7.5R~2.5Y	5以上とする。	4以下とする。
	上記以外のY系、R系		2以下とする。
	その他		1以下とする。

この表における数値は、マンセル値を表す。

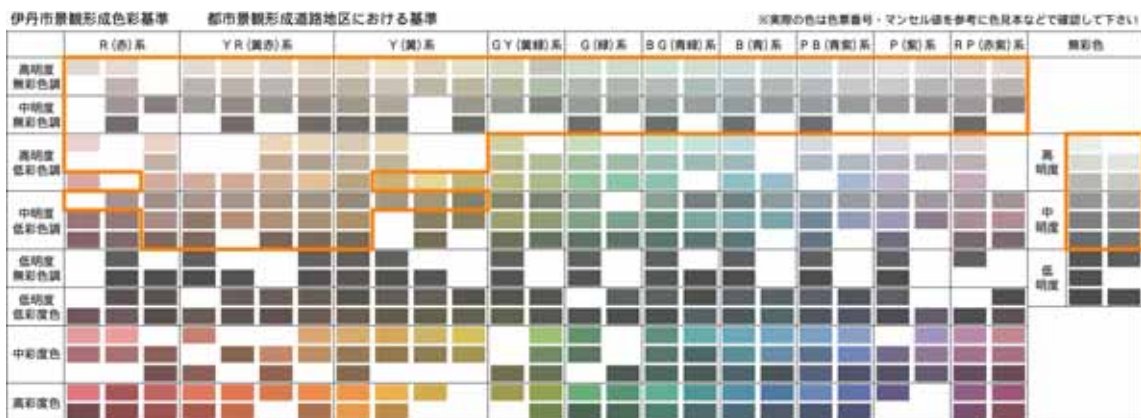


図 1 3 多田街道都市景観形成道路地区における外観の基調となる色彩の範囲

( 6 ) 伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区における制限

1 ) 届出対象行為

地上3階建以下の建築物または高さ( 屋上突出物がある場合は当該突出物の上端における高さとする。)が15m未満の建築物もしくは建築物以外の工作物にかかる新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更  
 建築面積10㎡以上1,000㎡未満の建築物にかかる新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更  
 門・塀・柵・生け垣・石垣・駐車場等敷き際の形態又は色彩その他意匠の変更

2 ) 行為の制限

ア 建築物及び工作物の外観( 屋根の部分を除く。)における色彩の範囲は次のとおりとする。ただし、建築物もしくは工作物の着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または見付面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。

使用する色彩		明度	彩度
無彩色		門、柵、駐車場等敷き際においては1以上とし、その他においては6以上とする。	-
有彩色	7.5R~2.5Y	6以上とする。	2下とする。
	その他		1以下とする。

この表における数値は、マンセル値を表す。

イ 建築物の勾配のある屋根( 下屋、庇等も含む。)の色彩の範囲は次のとおりとする。

使用する色彩	明度	彩度
無彩色	7以下とする。	-
有彩色 1YR~2.5Y	5以下とする。	3以下とする。

この表における数値は、マンセル値を表す。

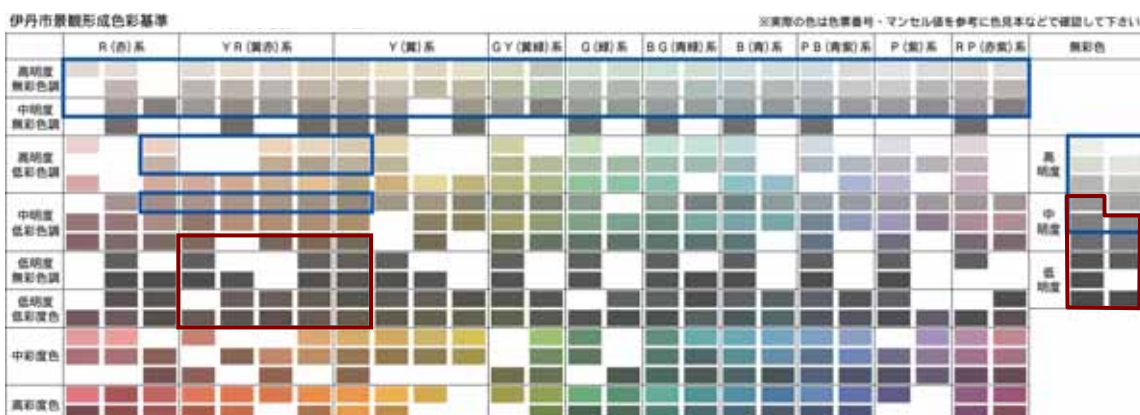


図1-4 伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区における外観の基調となる色彩の範囲  
 壁面は青色線内、屋根は赤色線内を参照

## 第4章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

---

### 1. 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

屋外広告物の表示・掲出においては、景観形成の目標及び方針に基づき、建築物や工作物の形態意匠に関する制限に併せて、景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出の設置に関する行為の制限を定める。特に、重点的に景観形成を図る区域においては、地域の特性を踏まえた表示及び掲出の設置に関する行為の制限を定める。

### 2. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

#### (1) 市域全域

市域全域においては、屋外広告物の形状や面積などについて、適切な誘導を図るものとし、特に主要幹線道路沿道における屋外広告物の掲出に際し、極端に突出した形態・色彩の使用を避けることとする。

#### (2) 重点的に景観形成を図る区域

重点的に景観形成を図る区域においては、各地区の景観形成の方針に基づき、建築物とあわせて一体的な誘導を行うこととし、屋外広告物を通りに面して設置する場合は、設置方法、材料、形態、色彩に留意し、周辺のまちなみと調和したものにする。

特に伊丹郷町地区内で設置する場合は、次のことに留意する。

- ・形態：屋上広告物は設置しないよう努める。壁面広告物は切り文字にするなど、建物デザインと一体となるよう工夫する。
- ・色彩：屋外広告物（一時的に掲出するものや公共的広告物を除く。）の地色部分は、伊丹郷町の特徴である白や低彩度の色彩を基調とする。また過度に多くの色彩が氾濫しないよう配慮し、歴史的なまちなみに調和したデザインとする。

## 第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項

---

### 1. 景観重要公共施設の整備に関する方針

#### (1) 道路

重点的に景観形成を図る区域として指定されている地区のうち、旧大坂道都市景観形成道路地区、北少路村都市景観形成道路地区、旧西国街道都市景観形成道路地区、多田街道都市景観形成道路地区、伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区の5地区内の路線については、良好な街路景観を形成するため、整備を行う際には次の事項に取り組む。

##### 北少路村都市景観形成道路地区

- 参詣道としてにぎわいのある景観を形成するため、電線の地中化を進めるとともに、街路樹や植栽帯を整備し、その適正な維持・管理を図る。
- ガードレール、安全柵、車止め等を設ける場合は、周辺のまちなみに配慮する。

##### 旧大坂道都市景観形成道路地区、旧西国街道都市景観形成道路地区、多田街道都市景観形成道路地区

- 生活道路として落ち着いた景観を形成するため、電線の地中化を進める。
- ガードレール、安全柵、車止め等を設ける場合は、周辺のまちなみに配慮する。

##### 伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区

- 商業地としてにぎわいのある景観を形成するため、電線の地中化を進めるとともに、街路樹を整備し、その適正な維持・管理を図る。
- ガードレール、安全柵、車止め等を設ける場合は、周辺のまちなみに配慮する。

#### (2) 公園

瑞ヶ池公園、昆陽池公園、緑ヶ丘公園、荒牧バラ公園の都市公園については、良好な景観を形成するため、整備を行う際には次の事項に取り組む。

- 公園内に施設を設ける場合は、背景となる山なみの眺望を妨げないように配慮する。

### 2. 道路法第32条第1項(道路占用)の許可の基準

景観重要公共施設において公衆電話や広告塔などの工作物(以下、工作物等という)の道路占用の許可をする場合には、次の事項に配慮する。

- 工作物等の設置にあたって、重点的に景観形成を図る区域における景観形成の方針に従って設置する。

## 第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

---

### 1. 景観重要建造物の指定の方針

次に示す項目に該当する建造物については、所有者の意見を聴き、合意を得た上で、景観重要建造物として指定する。

- 周辺地域の良好な都市景観を特徴づけている建築物
- 歴史的または建築的価値をもつ建築物
- 市民に親しまれ愛されている建築物

### 2. 景観重要樹木の指定の方針

次に示す項目に該当する樹木については、所有者の意見を聴き、合意を得た上で、景観重要樹木として指定する。

- 美観風致を維持するため、必要があると認める樹木もしくは樹木の集団
- 市民に親しまれ愛されている樹木もしくは樹木の集団

## 第7章 景観まちづくりの推進

---

### 1．市民・事業者による自主的な景観まちづくり推進への取り組み

本市においては、阪神・淡路大震災をきっかけに始まった地元住民によるまちづくり協議会の活動や、伊丹郷町における商店会の活動、路上違反広告物追放推進員制度に基づくボランティア団体による美化・啓発活動など、市民の自主的なまちづくりの取り組みが広がりがつつある。

今後、さまざまなかたちでまちづくり活動に積極的に取り組んでいる市民・事業者と行政が連携しながら、良好な景観まちづくりを推進していくため、景観整備機構、景観協議会などを積極的に活用していく。

また、景観まちづくりの担い手の育成に継続して取り組んでいくとともに、地区での合意形成のために必要とされる専門的な領域に関しては、それぞれ専門家によるアドバイスやサポートを行う。

景観まちづくりは、市民・事業者・行政が相互に役割を分担しながら、三者の連携によって推進する。

### 2．都市計画制度等との連携

地域において景観に関する新たな課題が発生した場合には、地区内の市民・事業者で合意形成を図りながら検討を行っていくことが望ましい。

そうした検討を踏まえ、景観形成にかかる具体的な提案があった場合には、必要に応じて、都市計画法等に基づくしくみ（都市計画法に基づく高度地区、地区計画、建築基準法に基づく建築協定等）に加え、景観地区、景観協定など景観法に基づくしくみを活用していく。

### 3．景観まちづくりの継続的な普及・啓発

景観まちづくりを市全域に広げていくため、景観に関する取り組み事例や活動の情報を継続的に発信し、市民・事業者・行政の意識向上を図るとともに、まちづくりのネットワーク化を進める。